

奄美市封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奄美市有料広告掲載に関する基本要綱（平成19年奄美市告示第67号。以下「基本要綱」という。）に基づき、封筒への広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 封筒に掲載できる広告は、基本要綱第3条の規定によるものとし、広告の内容に期限、季節等を限定する記載のある広告は、該当しないものとする。

(広告掲載の申込み)

第3条 広告掲載申込みの対象者は、奄美市が使用する封筒に広告を掲載し、その対価として同封筒を市に無償で納品できる者とする。

2 広告案は、広告主が作成するものとする。

3 広告掲載封筒納品希望者は、広告掲載封筒納品申込書（別記第1号様式）に広告案、納税証明書等を添えて市長が定める期間内に申し込まなければならない。

(封筒の規格等)

第4条 封筒の規格、印刷の色及び枚数については、次のとおりとする。ただし、枠数及び紙質については、市が別途指定するものとする。

規 格	印刷の色	枚 数
角形2号封筒	黒・青色系統	2万枚(1年分)
長形3号封筒	黒・青色系統	16万枚(1年分)

2 封筒の申込みについては、1口を1,000枚として募集し、申込み口数は制限しない。

(広告掲載の位置)

第5条 広告を掲載する位置は、封筒の裏面とする。また、封筒の表面には、

奄美市の住所,代表電話番号,シンボルマーク等を印刷しなければならない。

- 2 封筒裏面上部 1 箇所に縦 10 ミリメートル×横 15 ミリメートル以上の大きさで「広告」の表示をしなければならない。

(広告の掲載期間等)

第 6 条 広告の掲載期間は,作成した封筒を納品した日から納品枚数が無くなる日までとする。

- 2 広告主の申出により,広告内容の変更や広告掲載の取消しを行う場合は,広告主がこれに要する費用を負担するものとする。

(広告掲載の決定)

第 7 条 市長は,基本要綱第 9 条の広告審査会を経て,速やかに,広告掲載の可否を決定し,広告掲載封筒納品決定通知書(別記第 2 号様式)により広告掲載封筒納品希望者に通知するものとする。

- 2 市長は,決定に当たり,広告等の内容に訂正,削除等が必要な場合は,広告主に対して広告等の内容の修正,削除等を求めることができる。

(封筒の納品期限・納品場所)

第 8 条 納品期限は,決定通知を受けた日から 1 箇月以内とする。また,納品場所は,財政課の指定する場所とする。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか,広告の掲載に関し必要な事項は,市長が別に定める。

附 則

この要領は,平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は,平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は,平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

奄美市長 殿

申込者

住所（所在地）

氏名（名称） 印

電話番号

担当部署・氏名 印

広告掲載封筒納品申込書

奄美市広告掲載封筒を無償で納品する広告業者の募集に関し、奄美市有料広告掲載に関する基本要綱、奄美市有料広告掲載基準及び奄美市封筒広告掲載取扱要領を遵守し、下記のとおり申し込みます。

記

角形2号封筒	口	枚
長形3号封筒	口	枚
広告掲載期間	納品した日から納品枚数が無くなる日までとする。	
事業内容		
広告内容		
備考		

※添付書類 広告案，納税証明書等

第 号
年 月 日

様

奄美市長

印

広告掲載封筒納品決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載封筒納品について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 広告掲載封筒の納品を決定する。 ・ 角形 2 号封筒 口 枚 ・ 長形 3 号封筒 口 枚
	<input type="checkbox"/> 広告掲載封筒の納品を決定しない。 (理由)
掲 載 期 間	納品した日から納品枚数が無くなる日までとする。
納 品 期 限	年 月 日
備 考	